

## 香川県完全週休2日制モデル工事実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、建設現場における完全週休2日（土・日曜休み）の確保に向けた課題を把握するために実施する香川県完全週休2日制モデル工事（以下「モデル工事」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 モデル工事の対象は、土木部において発注する次に掲げる工事（香川県余裕期間設定工事試行要領に基づき実施する工事を除く。）とする。

- (1) 設計金額3,000万円以上の土木一式工事の中から発注者が選定した工事
- (2) 前号に掲げる工のほか、設計金額3,000万円以上の土木一式工事の受注者から受注工事をモデル工事としたい旨の申し出があった場合において、発注者が適当と認めた工事

### (休工日の確保)

第3条 モデル工事の受注者（以下「受注者」という。）は、工事着手日から竣工日までの期間において、原則として、一週間のうち土曜日及び日曜日を休工としなければならない。ただし、災害時の緊急対応及び品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業は、この限りでない。

- 2 受注者は、やむを得ず土曜日又は日曜日を休工にできない場合は、休工日の振替を行うことができる。

### (休工の定義)

第4条 前条の休工とは、工事現場及び現場事務所での全ての作業を一時的に中断し、現場を閉場することをいう。

### (入札公告等における記載)

第5条 発注者は、モデル工事を発注するときは、入札公告及び特記仕様書に、モデル工事である旨を記載するものとする。

### (実施内容)

第6条 受注者は、工事中標示板にモデル工事である旨を記載するものとする。

- 2 受注者は、工事着手日までに完全週休2日（土・日曜休み）を考慮した工程を検討し、休工日が確認できるように施工計画書に記載するとともに、その工程について発注者と協議しなければならない。
- 3 受注者は、第3条第2項の規定により休工日の振替を行う場合は、工事打合せ簿により事前に発注者と協議しなければならない。

- 4 受注者は、休工日の確保が確認できるように工事日報に記載し、発注者に提出しなければならない。
- 5 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日の作業が生じるような指示を行ってはならない。

(アンケート調査の実施)

第7条 受注者は、竣工検査日までにアンケートを発注者に提出しなければならない。

(工事成績評定)

第8条 発注者は、受注者の完全週休2日の取組み結果について工事成績評定の創意工夫の項目で評価する。

(休工の実績等の公表)

第9条 発注者は、モデル工事の工事名、受注者名、工期、休工の実績等を公表するものとする。

(経費の負担)

第10条 モデル工事の実施により増加する経費は受注者の負担とする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。